

**呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業実施業務
公募型プロポーザル実施要項**

1 目的

本業務は、呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業の実施に向け、企画提案を広く募集し、最も適した者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル概要

(1) 業務名

呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業実施業務

(2) 業務内容

別紙「呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

(4) 提案限度額

22,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（内訳）令和6年度業務分 5,100,000円

令和7年度業務分 8,700,000円

令和8年度業務分 8,700,000円

※提案限度額を超えた提案は受け付けません。

※提案限度額は本仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とします。

3 プロポーザル公告から契約締結までのスケジュール

日 程	内 容
令和6年4月5日（金）	プロポーザル実施要項の告示
令和6年4月15日（月）午後5時まで	質問書の受付期限
令和6年4月22日（月）	質問書に対する回答期限
令和6年4月26日（金）午後5時まで	参加表明書等の提出期限
令和6年5月7日（火）午後5時まで	提案書類の提出期限
令和6年5月20～28日のいずれか1日	選定委員会（プレゼンテーション）出席
令和6年6月中旬（予定）	審査結果の通知
令和6年6月下旬（予定）	契約締結

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。
- (3) 本実施要項の公告の日から参加表明書等の提出期限の日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措

置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 呉市暴力団排除条例に定める暴力団と関係する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布

公告の日から令和6年5月7日（火）までの間に、呉市ホームページからダウンロードしてください（窓口での配布は行いません。）。

- (2) 質問及び回答

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

公告の日から令和6年4月15日（月）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式第9号）により、電子メール又は本募集要項の11の担当部署へ持参により提出してください。電子メールでの提出にあたっては、必ず電話にて送信の旨を速やかに連絡してください。

電子メール：kodosien@city.kure.lg.jp

ウ 回答方法等

回答は、質問を受けた日から7日以内に呉市ホームページに掲載します。なお、ホームページへの掲載をもって、募集要項の追加、修正及び解釈に関する補足とします。

6 参加表明書等の提出

- (1) 受付期間

ア 公告の日から令和6年4月26日（金）午後5時まで

イ 持参による受付は、閉庁時を除く午前9時から午後5時までとします。

- (2) 提出方法

本募集要項の11の担当部署へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。【受付期間内必着】

- (3) 提出書類

No.	様式及び書類名	提出部数、留意事項等
1	参加表明書（様式第1号）	1部
2	参加表明書等受領書（様式第2号）	1部 参加表明書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

7 提案書類の提出

(1) 受付期間

ア 令和6年5月7日（火）午後5時まで

イ 持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出方法

本募集要項の11の担当部署へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出してください。【受付期間内必着】

(3) 提出書類

No.	様式及び書類名	提出部数、留意事項等
1	提案提出書（様式第3号）	1部（正本1部）
2	提案書等受領書（様式第4号）	1部 提案書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
3	提案書（様式第5号）	15部（正本1部、副本14部）
4	参考見積書（様式第6号） 内訳書（様式任意）	1部（正本1部、副本14部） 参考見積書には、提案限度額を限度に記載すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む）。内訳書には、その積算根拠を記載すること。
5	実績調書（様式第7号）	15部（正本1部、副本14部） 同種・同規模程度の実績を主に記載し、契約書の写し（鑑のみで可）を添付すること。
6	滞納がないことの証明書 ※1	1部。（いずれも写し可） 国税：国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 市税：滞納のない証明書 （いずれも提出日前3か月以内に作成されたもの）
7	選定委員会出席者届出書（様式第8号）	1部

※1 令和3～6年度物品購入等、業務委託競争入札参加資格者名簿登載事業者は不要

(4) 提案書類の作成方法

提案書類は、次の事項に留意するとともに、仕様書等の内容を踏まえて作成してください。

ア 用紙は、A4縦・横書き・片面使用・左綴じとし、目次を作成するとともに、下部にページ番号を記載してください。

イ 正本1部の表紙は、「1 提案提出書（様式第3号）」を使用してください。

ウ 「1 提案提出書、4 参考見積書」以外は、応募事業者の名称及びロゴマークなど応募事業者が判別できるものを記載しないでください。

- エ 提案書に記載する内容は、参考見積書・内訳書に記載した金額の範囲内で実現できるものとします。
- オ 仕様書等に記載している内容以外で、この事業の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とします。

8 優先交渉権の選定方法

(1) 評価方法

提案書等の評価については、呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業事業者選定委員会が評価項目（別紙）に沿って提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行います。

(2) プレゼンテーション

事業者を選定するに当たり、提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）は、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施場所

呉市役所本庁会議室（予定）

※開催日時、場所等の詳細は、別途通知します。

イ 実施方法

提案者ごとに提案内容の説明（準備5分、発表20分、質疑20分）

ウ その他

- ・事前に提出した提案書を用いて分かりやすく説明してください。提案書に対する説明資料の追加は認めません。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ・パソコンの持ち込み利用は可能とします。

(3) 優先交渉権の選定

ア 選定委員が採点する各項目の評価点を合計した点数が一番高い提案者（1位を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とします。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定します。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により次点交渉権者を決定します。

ウ 各評価項目の評価点を合計した点数が配点を合計した点数の6割に満たない場合は失格とします。

(4) 選定結果の通知

令和6年6月中旬に、呉市ホームページに掲載するとともに、提案者に対し文書で通知します。

9 契約手続き等

(1) 本市は、選定された優先交渉権者と協議し、必要に応じて提案内容の変更・修正を行い、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結します（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

(2) 本市と優先交渉権者において本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要項の規定に違反した等の理由

により本業務を受託できなくなった場合、次点交渉権者と再度協議を行います。

- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載が認められる場合又は重大な瑕疵等が判明した場合、決定を取り消します。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、呉市契約規則第36条第1項の各号に該当する場合は免除することができます。

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しません。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告または公表等の事務処理をするために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の複製又は利用をすることができるものとします。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがあります。
- (5) 提案者が、参加申込関係書類提出の日から優先交渉権者の決定日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とします。
 - ア 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - イ 本実施要項に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めません。
- (7) 提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めません。

11 担当部署（問い合わせ先）

事務局：呉市 こども部 こども支援課

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（本庁舎3階）

電話：0823-25-3173

Eメール：kodosien@city.kure.lg.jp

※来課の場合は、事前に電話連絡をお願いします。